発議第10号

消費税インボイス制度の中止・見直しを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月24日提出

提出者 松伏町議会議員 平 野 千 穂

賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

松伏町議会議長 増 田 等 様

消費税インボイス制度の中止・見直しを求める意見書

2019年10月の消費税率10パーセントへの引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。

消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要 となり、2021年10月から課税事業者登録が始められる。

全国500万の免税事業者は、これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていた。しかし、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、登録しなければ、適格請求書を交付することができないため、取引を避けられたり不当な値下げを強いられるおそれがある。零細事業者、フリーランスや個人事業主などは、登録してもしなくても負担がかかることになる。例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとすれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなる。(松伏町は2019年度実績で241人が対象)

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながりかねない。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本税理士会連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、全国商工団体連合会などの中小企業団体をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止・見直し・実施延期を求める声が上がっている。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、消費税インボイス制度の中止・見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月24日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会